

平成 23 年 1 月 31 日

各 位

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
DWM アセット・マネジメント社
株式会社大和証券グループ本社

『大和マイクロファイナンス・ファンド』取扱いのお知らせ ～日本初のマイクロファイナンス投資信託を通じて開発途上国の貧困削減に寄与～



このたび、大和証券株式会社は、開発途上国の貧しい人々や低所得の起業家に対して金融サービスへのアクセス拡充を支援する『大和マイクロファイナンス・ファンド』を開発し、大和証券株式会社ならびに大和証券キャピタルマーケット株式会社が行うこととなりましたので、その概要についてお知らせいたします。

1. マイクロファイナンスについて

グローバル化しフラット化する社会といわれながらも、いま、世界の人口の 5 人に 2 人にあたる 28 億人が 1 日 2 ドル未満での、うち 12 億人が 1 ドル未満での生活を強いられているといわれています。その結果、開発途上国では、毎日 33,000 人の子どもが命を失い、毎分 1 人以上の女性が出産で命を落としています。貧困はまた、1 億人以上の子どもたちから学校に通う機会を奪っています。

従来、こうした途上国の貧困対策は国際開発援助機関などを通じた寄附などの援助で解決するものとされてきました。しかし、こうした援助に加えて、ビジネスを通じた取り組みが、途上国の貧困層の精神的および経済的自立を促し、貧困撲滅につながるということが明らかになってきました。その経済的自立を促す最も有効な手段とされるのがマイクロファイナンスという仕組みです。これは従来、返済能力がないとされ、融資の対象とみなされなかった貧困層に、数ドルからの小口の融資を無担保で提供し、彼らの経済的な自立を促す金融の仕組みです。1970 年代にアジアや南

米の一部の国で登場したマイクロファイナンス機関(以下「MFIs」という)の事業は年を追うごとに世界各地に拡がりをみせてきました。そして 2006 年にはバングラデッシュのグラミン銀行とモハメド・ユヌス総裁がノーベル平和賞を受賞したことで、金融の力を使った持続可能な開発プログラムとして大きな注目を集めるに至っています。

一方で、金融市場においても、特に近年、社会性を重視した投資が世界的な拡がりを見せるなか、その高い社会性と安定した収益性に注目し MFIs へ資金を供給する投資家も増え、投資商品の開発が欧米を中心に活発化しています。

2. 『大和マイクロファイナンス・ファンド』の特徴

大和証券グループでは、国際機関を通じて間接的に MFIs に投融資する「マイクロファイナンスボンド」をすでに 2009 年 11 月以降、現在まで 3 回提供しておりますが、今回の『大和マイクロファイナンス・ファンド』(以下「当ファンド」といいます)は、これら MFIs に対して投融資を行う日本初の投資信託*です。また、投資事業組合等その他のファンド類型を含めても、多数の MFIs に大規模な分散投資を行うスキームは国内で初の事例となります。日本の投資家は、当ファンドへの投資を通じて、多くの途上国の貧困削減への取り組みに貢献することができます。

*東京海上アセットマネジメント投信調べ、2010 年 12 月末現在

当ファンドの特徴は、開発途上国における数十の MFIs に対して主に現地通貨建てで融資を行う一方、それら開発途上国の経済発展を支援する国際機関が発行するエマージング通貨建て債券にも分散投資することで、社会的意義に重点を置きながら、リスクの分散を図るとともに高い水準の金利収益も追求している点にあります。

まず、MFIs 向け融資を現地通貨建てとすることで、財務基盤の脆弱な MFIs を為替変動リスクから開放することとなり、MFIs の持続的成長を促すという当ファンドの主旨に沿った商品組成が実現可能となります。また、開発途上国における現地通貨建て融資は相対的に金利が高く、加えて、長期的な発展が期待されるこれらの国の通貨には切り上げ期待もあることから、ファンド収益の追求という観点からも現地通貨建てローン債権の保有を行うこととしています。

次に、国際機関債投資については、開発途上国支援を行っている国際機関を資金面からサポートするという社会的意義と、エマージング通貨建て国際機関債から得られる高い金利収入を享受するという投資効果の側面に加え、日次のファンド設定・解約に必要な流動性供給の機能も担うことが意図されています。これにより、元来流動性が低いマイクロファイナンス資産(ローン債権)への投資に、換金性・利便性が加味されます。

3. 当ファンドの運用について

当ファンドの運用の指図は東京海上アセットマネジメント投信株式会社が、実質的な運用はマイクロファイナンスに特化した運用会社である DWM アセット・マネジメント社が行います。MFIs の数は非公式な機関も含めると世界中で 1 万を越えるといわれており、それら MFIs ごとに法人格、財務状況、顧客保護を含むコーポレートガバナンスなどの事情も様々です。

大和証券グループ

近年、マイクロファイナンスに対する注目が集まるなか、一部に多重債務者を誘発する等の課題も指摘されており、ファンドが融資する MFI を選定するにあたって、高度かつ専門的な知見が求められております。DWM アセット・マネジメント社は、マイクロファイナンス投資の分野で先駆的かつ重要な役割を果たしており、その厳密な審査態勢とこれまでの運用実績には定評があります。東京海上アセットマネジメント投信は、DWM アセット・マネジメント社と日本における排他的取扱いについて合意しており、外部委託ファンドのデューデリジェンスや運用体制も整備されています。

<ご挨拶> DWM アセット・マネジメント社共同経営パートナー ピーター・ジョンソン

弊社は、日本を代表する金融機関である大和証券株式会社および東京海上アセットマネジメント投信株式会社とともに、マイクロファイナンス関連資産に投資するファンドに携わることができたことを、大変嬉しく思っております。

弊社はこれまで 10 年以上にわたり、開発途上国の起業を目指す貧しい人々や零細企業に対して国際資本市場への道を開いてきました。当ファンドを通じて、社会的問題に取り組む起業家精神を重んじ、相互扶助の精神が宿る日本の投資家の皆さまにも、弊社とともに貧しい人々の起業や雇用創出の一助となることが可能になることを、大変有意義に思います。

<ご挨拶> 東京海上アセットマネジメント投信株式会社 代表取締役社長 大場昭義

現状、海外では欧米の機関投資家や富裕層を中心に、積極的にマイクロファイナンスに参画するケースがありますが、日本ではまだ浸透していないように見受けられます。当ファンドの設定を機会に、日本の投資家の皆さまに浸透していくことを強く願っています。

また、投信業界では社会貢献と投資を結びつけることは難しいとされている中で、マイクロファイナンス関連商品を積極的に販売されている大和証券株式会社と協働で取り組むことができたことを、大変喜ばしく思っております。

大和証券グループ本社 執行役社長の鈴木茂晴は次のように述べています。「欧米に比べて、日本の社会的責任投資（以下、SRI）の規模が小さいという現状の中、大和証券グループではこの分野における国内の先駆者として SRI 商品の開発・提供にこれまでも積極的に取り組んでまいりました。今回のマイクロファイナンス・ファンドは、「貧困削減」という社会的課題解決により直接的に寄与します。これは SRI の新潮流インパクト・インベストメントの大きな特徴です。今後も大和証券グループは、資金を必要としている人と資金を持つ人とをつなぐ架け橋となり、投資家の皆さまとともに、貧困をはじめとするさまざまな社会的課題の解決に貢献していきたいと考えております。」

以 上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- ◆ 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- ◆ 株式等の売買等にあたっては、価格の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかには為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- ◆ 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ◆ 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- ◆ 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- ◆ 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読みください。
- ◆ 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会：日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会

ファンドの概要は以下の通りです。

ファンド概要

ファンド名	大和マイクロファイナンス・ファンド
ファンド分類	追加型投信／海外／資産複合／ファンド・オブ・ファンズ
販売会社	大和証券株式会社、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
運用会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
当初募集期間	2011年2月14日から2011年2月28日まで
設定日	2011年3月1日
信託期間	2011年3月1日から2021年2月23日まで
当初募集上限	500億円
ファンドの目的	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
ファンドの特色	<p>1. 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関（Microfinance Institutions：MFI）の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。</p> <p>(イメージ図)</p> <p>MFHへの直接融資(ローン債権)やMFH発行の社債* (ポートフォリオの25~50%程度)</p> <p>25~50%程度</p> <p>50%以上</p> <p>MFHの事業環境の整備に積極的に取り組む国際機関等が発行する債券 (ポートフォリオの50%以上)</p> <p><small>*MFHへの直接融資は、ファンド規模や大口の資金流出入、経済情勢によっては実行までにある程度の期間を要する場合があります。MFHへの直接融資やMFH発行の社債の組入比率は、一部解約などにより、一時的にポートフォリオの50%を超える場合があります。</small></p> <p>2. 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社である DWM アセット・マネジメント社が行います。</p> <p>(ア) 主として、世界のマイクロファイナンス関連の債券などを主要投資対象とする外国投資証券「DWMマイクロファイナンスファンドJークラスJ」と、円建て短期公社債などを主要投資対象とする「東京海上マネーマザーファンド」受益証券に投資を行い、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。</p> <p>(イ) なお、運用に当たっては外国投資証券を高位に組み入れます。</p> <p>(ウ) 「DWMマイクロファイナンスファンドJークラスJ」の運用は、マイクロファイナンス分野で経験豊富なDWMアセット・マネジメント社が行い、同社の調査・運用力を最大限活用します。</p> <p>(当ファンドのしくみ)</p> <p>お客さま</p> <p>申込金</p> <p>分配金 解約金</p> <p>投資</p> <p>損益</p> <p>投資</p> <p>損益</p> <p>投資</p> <p>損益</p> <p>世界のマイクロファイナンス関連の債券など</p> <p>円建て短期公社債など</p> <p><small>*市況動向などの事情によっては上記の運用ができない場合があります。</small></p>

3. 実質的な運用に当たっては、投資対象国（通貨）を幅広く分散することを基本とします。



出所：ブルームバーグ、IMF、Thomson Datastream
 ※格付けは自国通貨建て長期格付け（2010年12月末時点）のうち、ムーディーズ社、S&P社、フィッチ社の中でもっとも高い格付けを使用し、S&P社の表記に統一。実質GDP成長率は2010年（予測値）を使用。
 ※当ファンドが投資対象とする外国投資証券が想定している主な投資対象国（通貨）であり、上記の国に必ずしも投資するとは限りません。また、上記以外の国に投資する場合があります。
 ※上記は将来の動向などを示唆・保証するものではありません。また、今後投資対象国（通貨）は変更される場合があります。

4. 年2回決算を行います。

(ア) 原則として、2月および8月の各23日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づいて分配を行います。

(イ) 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向などを勘案して決定します。

(ウ) 分配対象額が少額の場合などは、分配を行わない場合があります。

なお、初回決算日は2011年8月23日とします。



※上図はイメージ図であり、将来の収益分配をお約束するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

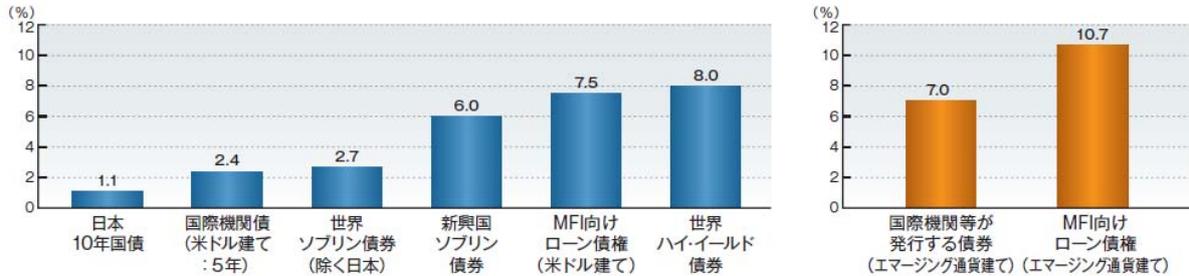
決算日 2月および8月の各23日（年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。）

投資リスク 当ファンドは、値動きのある有価証券などを投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

	<p>【マイクロファイナンス投資にかかるリスク】【金利変動リスク】【信用リスク】 【為替変動リスク】【カントリーリスク】【流動性リスク】</p> <p>※詳細は、届出書、ないし交付目論見書をご覧ください。</p>													
購入手数料	<p>購入時手数料の額（1万口当たり）は、購入金額に応じて、購入価額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。</p> <p>※購入金額＝（申込受付日の翌営業日の基準価額／1万口）×申込口数</p> <table border="1"> <tr> <td>5,000万円未満の場合</td> <td>3.15%（税抜3.0%）</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上5億円未満の場合</td> <td>1.575%（税抜1.5%）</td> </tr> <tr> <td>5億円以上の場合</td> <td>0.525%（税抜0.5%）</td> </tr> </table> <p>（注）購入時手数料率は、当該購入時手数料（税抜）にかかる消費税および地方消費税5%に相当する金額を加算した場合の料率を表記しております。</p>	5,000万円未満の場合	3.15%（税抜3.0%）	5,000万円以上5億円未満の場合	1.575%（税抜1.5%）	5億円以上の場合	0.525%（税抜0.5%）							
5,000万円未満の場合	3.15%（税抜3.0%）													
5,000万円以上5億円未満の場合	1.575%（税抜1.5%）													
5億円以上の場合	0.525%（税抜0.5%）													
購入単位	1,000円以上1円単位 または 1,000口以上1口単位													
信託報酬率	<p>信託財産の純資産総額に以下の当ファンドの信託報酬率を乗じて得た金額を計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。</p> <p>運用管理費用（信託報酬）の配分については以下の通りとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>当ファンドの信託報酬率</td> <td>年 1.0815%（税抜 1.03%）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(内訳)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.42525%（税抜 0.405%）</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年 0.63%（税抜 0.6%）</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.02625%（税抜 0.025%）</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券の信託報酬率</td> <td>年 0.895%（注）</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担※</td> <td>年 1.9765%程度（税込）</td> </tr> </table> <p>（注）ただし、投資対象とする投資信託証券の信託報酬のうち管理会社に支払う報酬（年率0.07%）が125,000米ドルに満たない場合は125,000米ドルとなりますので、上記報酬率を超える場合があります。</p> <p>※当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。</p>	当ファンドの信託報酬率	年 1.0815%（税抜 1.03%）	(内訳)	委託会社	年 0.42525%（税抜 0.405%）	販売会社	年 0.63%（税抜 0.6%）	受託会社	年 0.02625%（税抜 0.025%）	投資対象とする投資信託証券の信託報酬率	年 0.895%（注）	実質的な負担※	年 1.9765%程度（税込）
当ファンドの信託報酬率	年 1.0815%（税抜 1.03%）													
(内訳)	委託会社	年 0.42525%（税抜 0.405%）												
	販売会社	年 0.63%（税抜 0.6%）												
	受託会社	年 0.02625%（税抜 0.025%）												
投資対象とする投資信託証券の信託報酬率	年 0.895%（注）													
実質的な負担※	年 1.9765%程度（税込）													
その他の費用	<p>信託財産の財務諸表の監査に要する費用（純資産総額に対し、税込年率0.0105%（上限年63万円））、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用などが保有期間中、その都度かかります。</p>													

※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ローン債権や国際機関等が発行する債券と主要債券との利回り比較 2010年12月末



●日本10年国債: 指標国債10年複利 ●国際機関債 (米ドル建て: 5年): プルームバーグ算出の5年国際機関債 ●世界ソブリン債券 (除く日本): シティグループ世界国債インデックス (除く日本) ●新興国ソブリン債券: JPMorgan EMBI GLOBAL DIVERSIFIED、米ドル ●MFI向けローン債権 (米ドル建て): DWMアセット・マネジメント社の融資実績のあるMFIに新規融資を行なった場合の想定利回りの加重平均 ●世界ハイ・イールド債券: BofAメリル・リンチ グローバル・ハイ・イールド・インデックス、米ドル

国際機関等が発行する債券 (エマージング通貨建て): 当ファンドが投資対象とする外国投資証券における想定組入国際機関債等の利回りの加重平均、MFI向けローン債権 (エマージング通貨建て): DWMアセット・マネジメント社融資実績のあるMFIに新規融資を行なった場合の想定利回りの加重平均

出所: プルームバーグ、Thomson Datastream、DWMアセット・マネジメント社

*上記で使用するインデックスは、シティグループ、JPMorgan、BofAメリル・リンチが公表する指数であり、その知的財産は各社に帰属します。また、各社は対象インデックスについて、正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではありません。

※MFI向けローン債権の利回りは、DWMアセット・マネジメント社が想定する期待利回りであり、過去の実績ではありません。その他の債券は過去の実績であり、どちらも将来の動向などを示唆・保証するものではありません。また、実際のファンドに組み入れる債券およびローン債権の利回りではありません。

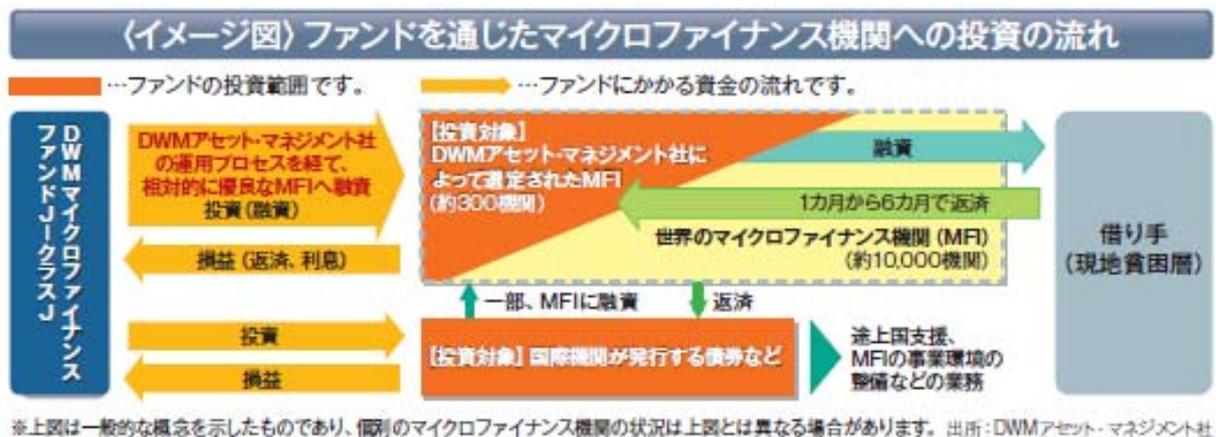
※投資対象予定の国際機関債はエマージング通貨建てで発行されるため、先進国の通貨建て債券よりも利回りが高くなる傾向があります。

外国投資証券およびマザーファンドの概要

DWMマイクロファイナンスファンドJークラスJ

形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資法人/円建て
運用方針	ファンドは、マイクロファイナンス分野の事業環境整備に貢献し、新興国や途上国の経済発展を重視する国際開発機関の発行する債券 (国際機関債) に分散投資します。また、世界 (主に新興国や途上国) のマイクロファイナンス機関 (MFI) のローン債権や社債等に投資することでMFIの資金ニーズおよびファンドの投資成果を満たすことを最大限追求します。対象となるMFIは分散して組み入れを行い、MFIの地域分散も積極的に図ります。なお、これらMFIや国際開発機関への投資にあたっては、原則とし、新興国や途上国の現地通貨で行います。
主な投資制限	●国際機関債の投資割合には制限を設けません。 ●MFIのローン債権、社債等への投資は、純資産総額の50%を超えないものとします。
収益分配	収益等を勘案し、分配を行うことがあります。
存続期間	無期限
決算日	原則として毎年12月31日
申込手数料	なし

管理報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率 0.825% を乗じた額がファンドから投資顧問会社に支払われます。また、ファンドの純資産総額に対し年率 0.07% を乗じた額がファンドから管理会社に支払われます（ただし、その額が 125,000 米ドルに満たない場合は、125,000 米ドルとします）。この他、ファンドは、ファンドの設立に係る費用（上限 2,000 万円を 60 カ月間にわたり償却）、保管銀行報酬、組入有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、事務委託費用（年 25,000 ユーロ）、信託財産に関する租税、監査報酬、法的費用、MFI ローン債権・社債の第三者評価機関への報酬等を負担します。
関係法人	管理会社：ドイツ銀行ルクセンブルグ S. A. 保管銀行：ドイツ銀行ルクセンブルグ S. A. 投資顧問会社：DWM アセット・マネジメント LLC.



外国投資証券が投資するローン債権について

- 当ファンドが主要投資対象とする外国投資証券（ファンド）は、MFI に対して直接融資を行います。ファンドが投資するローン債権は、当該融資契約の債権（金銭債権）となります。
- 当該融資契約はファンドと MFI の相対契約であるため、そのローン債権を売却するためには、新たに買い手を見つける必要があります。また、買い手が見つかった場合でも、その価格は買い手にとって非常に有利（売り手であるファンドにとって非常に不利）な条件となることが想定されることから、組入ローン債権を途中売却することを極力回避する運営を行います。
- ファンドは、受益者のご換金請求に伴い、組入ローン債権を途中売却しなければ換金資金を準備できなくなる可能性が高まったと判断した場合などには、ファンドの換金の受付を中止します。これに伴い、当ファンドのご換金請求の受付を中止することや取り消すことがあります。ファンドは、受益者のご換金請求に伴う換金資金を、流動性がある有価証券（ローン債権は有価証券ではありません）を売却することにより手当てします。ファンドは、原則として有価証券の組入比率を 50% 超とすることとしていることから、当該比率が 50% 以下になる可能性が高まったと判断した場合、上記組入ローン債権を途中売却しなければ換金資金を準備できなくなる可能性が高まったと判断した場合に該当します。
- ファンドにおけるローン債権は簿価（融資額の元本など）で評価を行います。融資先の MFI の信用状況は、第三者機関によって定期的にモニタリングが行われており、必要に応じて評価額を減額するなどの措置を行います。

東京海上マネーマザーファンド

形態	親投資信託
運用方針	内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・ 株式への投資は、行いません。・ 外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限ります。
収益分配	無分配
信託設定日	2008年3月28日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年8月15日
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし

■DWM アセット・マネジメント社について

DWM アセット・マネジメント社は、マイクロファイナンス運用を中心に社会貢献につながる資産への投資を行うデベロッピング・ワールド・マーケット (DWM) 社 (本社、米国コネチカット州) の一員で、マイクロファイナンスに特化した運用会社です。

300 超のマイクロファイナンス機関と関係構築しており、この分野における先駆者としての強みを持っています。

所在地	米国コネチカット州
設立	1994年4月(前身となる会社の設立年月)
運用資産残高	644百万米ドル
資本金	280万米ドル
株主	DWMパートナー 90% 蘭 SNS Reaal 10% (オランダの大手金融機関)

資本金および株主は持ち株会社の情報です。



■東京海上アセットマネジメント投信株式会社について

1985年に設立された東京海上日動火災保険株式会社の100%出資子会社で、米国、英国、シンガポールに海外拠点を構える運用会社です。2010年12月末現在で、運用資産残高は5兆4,000億円(投資顧問4兆円、投資信託1兆4,000億円)となっております。

弊社は、資産運用を通じて豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献し、お客さまの信頼をあらゆる事業活動の原点に置き、時代を先取りする創造的な企業を目指します。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- ◆ 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- ◆ 株式等の売買等にあたっては、価格の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- ◆ 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ◆ 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- ◆ 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- ◆ 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読みください。
- ◆ 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会：日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会